

2023年6月21日

各 位

会社名 科 研 製 薬 株 式 会 社
 代表者名 代表取締役社長 堀内 裕之
 (コード番号 4521 東証プライム市場)
 問合せ先 総務部長 近藤 康彦
 (TEL. 03-5977-5002)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年11月30日付「ARTham社買収に関するお知らせ」、2023年4月12日付「『ART-001』第Ⅱ相試験に関するマイルストーン達成のお知らせ」及び2023年5月31日付「『ART-001』第Ⅲ相試験の開始に関するマイルストーン達成のお知らせ」で公表したとおり、当社が2021年12月13日付で買収したARTham Therapeutics株式会社(本社：神奈川県横浜市、CEO：長袋洋、以下「ARTham社」といいます。)の買収対価の一部とするために、第三者割当による自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処 分 期 日	2023年7月7日
(2) 処 分 株 式 数	普通株式 392,289 株
(3) 処 分 価 額	1株につき 3,679 円
(4) 調 達 資 金 の 額	1,443,231,231 円 金銭以外の現物出資による第三者割当の方法によります。現物出資の目的となる財産は、当社が2021年12月13日付で買収したARTham社が発行する無議決権普通株式①4,256株、無議決権普通株式②2,839株、無議決権A種種類株式①7,903株、無議決権A種種類株式②5,268株、無議決権B種種類株式①3,304株及び無議決権B種種類株式②2,203株、並びに変更後第3回新株予約権756個、変更後第4回新株予約権1,680個及び変更後第5回新株予約権280個の対価である当社に対する金銭債権(以下「本金銭債権」といいます。)であり、その価額は1,443,285,416円となります。したがって、この現物出資による第三者割当は、資金調達を目的としたものではありません。
(5) 募 集 又 は 処 分 方 法 (処 分 予 定 先)	第三者割当の方法により、合計392,289株を以下の者(以下「処分予定先」といいます。)割り当てます。 ①長袋洋 57,318 株 ②シャム・ニカム 40,487 株 ③上村尚人 22,566 株 ④みやこ京大イノベーション投資事業 有限責任組合 85,174 株 ⑤みやこ京大イノベーション2号投資 事業有限責任組合 39,173 株

	⑥武田薬品工業株式会社	69,546株
	⑦SMBC ベンチャーキャピタル4号投資 事業有限責任組合	28,400株
	⑧SMBC ベンチャーキャピタル6号投資 事業有限責任組合	13,052株
	⑨みずほ成長支援第2号投資事業有限 責任組合	8,519株
	⑩みずほライフサイエンス第1号投資 事業有限責任組合	6,533株
	⑪おおいた中小企業成長ファンド投資 事業有限責任組合	6,939株
	⑫大分 VC サクセスファンド6号投資事 業有限責任組合	1,356株
	⑬きぼう投資事業有限責任組合	2,615株
	⑭田中晃	5,350株
	⑮國枝香南子	2,107株
	⑯マデブ・デバララジャ	1,577株
	⑰田中響平	1,577株
(6) そ の 他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件としています。	

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年12月13日付「ARTham社買収完了のお知らせ」で公表したとおり、国内バイオベンチャー企業 ARTham 社のすべての株主及び新株予約権者合計 18 名（うち 8 名は CEO の長袋洋氏等の創業者を含む個人、残り 10 名はベンチャーキャピタル。以下「本売主」といいます。）から ARTham 社の株式及び新株予約権を取得することにより、2021年12月13日（以下「クロージング日」といいます。）付で ARTham 社を買収（以下「本件買収」といいます。）しました。

2021年11月30日付「ARTham社買収に関するお知らせ」で公表したとおり、本件買収に係る対価は、最大で 12,722 百万円相当であり、その内訳は以下のとおりです。ただし、下記②は、各本マイルストーン（下記（3）に定義します。）が達成された場合に限り、本売主に対して交付するものとしております。

①クロージング日における総額 5,500 百万円の現金（以下「クロージング対価」といいます。）

②本マイルストーン達成時における最大 7,222 百万円相当の当社普通株式（以下「アーンアウト対価」といいます。）

クロージング対価及びアーンアウト対価等の詳細は、以下のとおりです。

（1）クロージング対価

当社は、クロージング日において、本売主から、本売主が保有する ARTham 社の普通株式（普通株主の場合）、A 種種類株式（A 種種類株主の場合）若しくは B 種種類株式（B 種種類株主の場合）（以下、併せて「各種株式」といいます。）又は ARTham 社の各新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）（新株予約権者の場合）の各 53.3%（完全希薄化ベース）

(以下「本株式等」といいます。)を取得し、クロージング対価を本売主に対して現金のみで支払いました。また、クロージング日直前において、クロージング日後に本売主が継続して保有する ARTham 社の各種株式を各種無議決権株式 (以下、併せて「本無議決権株式」といいます。)に変更しました。これにより、クロージング日に当社が本株式等を取得した後、当社の ARTham 社における議決権保有割合は 100%となりました。

(2) アーンアウト対価

次に、本マイルストンのいずれかが達成された場合に限り、達成されるたびに当社はその旨を公表し、当該公表の日から一定期間内に当社の取締役会を開催します。そして、当該取締役会において、当該本マイルストンの達成に対応する当社普通株式の自己株式処分を決議した上で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書等 (以下「本有価証券届出書等」といいます。)の提出その他の法令上必要とされる手続を行うとともに、株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。)の規則に基づき必要とされる開示を行います。その後、本有価証券届出書等の効力が発生していること等を条件として、本有価証券届出書等が受理された日から 15 日を経過した日 (ただし、同日が営業日でない場合には、直後の営業日とします。)において、当社は本売主から事前に合意された各本マイルストンに対応する本無議決権株式及び本新株予約権を取得する一方、本売主は、当該本マイルストンの達成によって取得した、事前に合意された金額の当社に対する金銭債権 (以下「本アーンアウト債権」といいます。)を当社による自己株式処分に際し現物出資することにより、当社普通株式を取得します。

当社普通株式に係る 1 株あたりの処分価額は、原則として自己株式処分に係る取締役会決議の日の直前の営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値とし、処分される当社普通株式の数は、達成された本マイルストンに対応する本アーンアウト債権を当該処分価額で除した数 (端数は切捨て) となります。仮にすべての本マイルストンが達成された場合、当社は、本売主に対して 7,222 百万円相当の当社普通株式を交付するものとしております。

なお、いずれかの本マイルストンが、当社、本売主及び ARTham 社の間で 2021 年 11 月 30 日付で締結した株式譲渡契約 (以下「本株式譲渡契約」といいます。)に定める達成期限までに達成されなかった場合には、ARTham 社は、合意された数の本無議決権株式及び本新株予約権を、それらの取得条項に従い本売主から無償で取得するものとしており、その結果、当該本マイルストンに対応する本アーンアウト債権は発生せず、当該本マイルストンに対応するアーンアウト対価も本売主に対して交付されません。

(3) 本マイルストンの概要

当社及び本売主は、ARTham 社が保有する新薬パイプラインである ART-001 及び ART-648 の研究開発の進捗に応じた、合計 4 つのマイルストン (以下「本マイルストン」といいます。)を設定することに合意しています。各本マイルストンの概要は以下のとおりです。

	本マイルストンの概要
本マイルストン①	ART-001 に関する現行の臨床第 2 相試験の成功
本マイルストン②	ART-001 に関する臨床第 3 相試験の開始
本マイルストン③	ART-648 に関する現行の臨床第 2 相試験の成功
本マイルストン④	ART-648 に関する少なくとも米国での臨床第 3 相試験の開始

なお、2023年4月12日付「『ART-648』の開発中止および減損損失計上に関するお知らせ」において公表しておりますとおり、ART-648の開発は中止されておりますので、本マイルストーン③及び④については本株式譲渡契約に定める達成期限までに達成されないことが確実となっております。これを踏まえ、当社は、処分予定先との間で、本マイルストーン③及び④に対応する本無議決権株式及び本新株予約権を、本株式譲渡契約に定める達成期限に先立って ARTham 社が取得することができる旨を本日付で合意しており、ARTham 社は、本日開催の取締役会において、本マイルストーン③及び④に対応する本無議決権株式及び本新株予約権を取得する旨を決議する予定です。

(4) 本マイルストーン①及び②の達成

低流速型脈管奇形（静脈奇形、リンパ管奇形（リンパ管腫）、クリッペル・トレノネー症候群）を有する患者を対象に「ART-001」の有効性及び安全性を検討した第Ⅱ相試験は、2022年12月21日付「開発医薬品『ART-001』の第Ⅱ相試験の結果について」及び2023年2月2日付「『ART-001』第Ⅱ相試験結果の発表について—International Conference on Vascular Anomalies 2023にて発表—」において公表しましたとおり、主要評価項目を達成しております。これを踏まえ当社にて当該第Ⅱ相試験の結果を精査したところ、2023年4月12日付「『ART-001』第Ⅱ相試験に関するマイルストーン達成のお知らせ」において公表しましたとおり、同日付で本マイルストーン①の達成を確認いたしました。その後、「ART-001」の国内における第Ⅲ相試験を開始できることとなったため、2023年5月31日付「『ART-001』第Ⅲ相試験の開始に関するマイルストーン達成のお知らせ」において公表しましたとおり、同日付で本マイルストーン②を達成いたしました。

以上のとおり本マイルストーン①及び②を達成したことから、当社取締役会は、2023年6月21日、本株式譲渡契約に従い、処分予定先に、本金銭債権の現物出資と引き換えに当社の自己株式を割り当てることを決議しました。本自己株式処分における1株あたりの処分価額は、本自己株式処分を取締役会で決議した2023年6月21日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値3,679円とし、処分数量は、各処分予定先が保有する本金銭債権の金額を、当該1株あたり処分価額で除した数（1株未満切捨て）の合計である392,289株とします。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

①	処分価額の総額	—
②	発行諸費用の概算額	17,442,000円
③	差引手取概算額	—

- (注)
1. 本自己株式処分は、本金銭債権を対価とする現物出資によるものであり、現金による払込はないため、該当事項はありません。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、有価証券届出書作成費用等であります。

(2) 調達する資金の具体的な用途

本自己株式処分は、本金銭債権を対価とする現物出資によるものであり、現金による払込はないため、該当事項はありません。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記のとおり、本自己株式処分は現物出資によるものであり、資金調達を目的とするものではないため、該当事項はありません。

5. 処分条件等の合理性

(1) 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分の処分価額につきましては、本株式譲渡契約に従い、本自己株式処分の取締役会決議日の直前取引日である 2023 年 6 月 20 日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の 3,679 円といたしました。

直前取引日の終値を処分価額算定の基準といたしましたのは、本株式譲渡契約に従ったものであることに加えて、実質的にも、取締役会決議日の直前のマーケットプライスに基づくことが合理的であると判断したこと、日本証券業協会の定める「第三者割当増資に関する指針」に沿ったものであることによるものです。なお、本自己株式処分に係る処分価額は、直近取引日までの 1 ヶ月間の終値平均 3,628 円との乖離 1.41%、当該直近取引日までの 3 ヶ月間の終値平均 3,687 円との乖離-0.22%、当該直近取引日までの 6 ヶ月間の終値平均 3,702 円との乖離-0.62%となっております。以上のことから、本自己株式処分に係る処分価額は特に有利なものとは言えず、合理的であると判断しております。

また、当社監査役 4 名（内 2 名は社外監査役）は、上記処分価額につきましては、適法であり特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

上記「2. 処分の目的及び理由」に記載したとおり、本自己株式処分により交付される当社普通株式は、各処分予定先が保有する本金銭債権の価額を、本自己株式処分に関する取締役会決議日の前日終値 3,679 円で除した数（1 株未満切捨て）の合計である 392,289 株としています。その結果、2023 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 45,939,730 株、自己株式数 8,433,380 株に対して、議決権ベースで 1.05%の株式の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本マイルストーン①及び②の達成に関するアーンアウト対価は、上述のとおり本件買収の対価を実行時点で一括して支払うのではなく、一部をアーンアウト対価とし、ARTham 社が達成した本マイルストーンに応じて支払うことにより、本件買収に伴い当社が相当でない対価を支払うリスクを軽減するとともに、引き続き ARTham 社での業務に従事する一部の処分予定先に対する ARTham 社での研究開発活動及び本マイルストーン達成へのインセンティブ効果を得ることを企図した結果生じたものであり、本件買収時に設定したアーンアウト対価の金額自体も合理的といえることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 処分予定先の選定理由等

(1) 処分予定先の概要

①長袋洋

氏名	長袋 洋
住所	神奈川県横浜市都筑区
職業の内容	ARTham 社 代表取締役
上場会社と当該個人	長袋洋氏は、当社の連結子会社である ARTham 社の代表取

との間の関係	締役ですが、2023年6月29日付で退任予定です。 当社は、長袋洋氏との間で、本株式譲渡契約及び ARTham 社の経営に関する経営委任契約書等を締結しております。
--------	---

②シャム・ニカム

氏名	シャム・ニカム (Sham Nikam)
住所	アメリカ合衆国ノースカロライナ州ケーリー (Cary, NC USA)
職業の内容	医薬品の研究開発コンサルタント、戦略アドバイザー
上場会社と当該個人との間の関係	シャム・ニカム氏は、過去に当社の連結子会社である ARTham 社のアドバイザーをしておりました。 当社は、シャム・ニカム氏との間で、本株式譲渡契約を締結しております。

③上村尚人

氏名	上村 尚人
住所	大分県由布市挾間町
職業の内容	医師・大学教員、医薬品開発コンサルタント
上場会社と当該個人との間の関係	上村尚人氏は、当社の連結子会社である ARTham 社のアドバイザーです。 当社は、上村尚人氏との間で、本株式譲渡契約及び覚書（アドバイザー契約）を締結しております。

④みやこ京大イノベーション投資事業有限責任組合

(1) 名称	みやこ京大イノベーション投資事業有限責任組合	
(2) 所在地	京都府京都市左京区吉田本町 36 番地 1 京都大学国際科学イノベーション棟東館	
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号、その後の改正を含む。）	
(4) 組成目的	ベンチャー企業に対する投資を行う目的	
(5) 組成日	2015 年 11 月 30 日	
(6) 出資の総額	7,330 百万円	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	独立行政法人中小企業基盤整備機構（出資比率約 20.5%）	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	みやこキャピタル株式会社
	所在地	京都市左京区吉田本町 36 番地 1
	代表者の役職・氏名	代表取締役 山口 哲史
	事業内容	ベンチャーキャピタル業
	資本金	2,000 万円
(9) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	主たる出資者及び出資比率	同社の取締役 4 名（出資比率合計 100%）
	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社は、みやこ京大イノベーション投資事業有限責任組合との間で、本株式譲渡契約等を締結しております。

	上場会社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
--	--------------------	-------------

(※) 処分予定先の業務執行組合員に係る出資者に関する詳細については、開示の同意が得られていないため、記載していません。開示の同意を行わない理由につきましては、同社が外部資本の受け入れを行っていない非公開のエンティティであることから、出資者やその出資比率に関する情報は極めて守秘性の高い情報であるためと聞いております。

⑤みやこ京大イノベーション2号投資事業有限責任組合

(1) 名称	みやこ京大イノベーション2号投資事業有限責任組合	
(2) 所在地	京都府京都市左京区吉田本町 36 番地 1 京都大学国際科学イノベーション棟東館	
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号、その後の改正を含む。）	
(4) 組成目的	ベンチャー企業に対する投資を行う目的	
(5) 組成日	2019 年 10 月 25 日	
(6) 出資の総額	14,210 百万円	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	株式会社産業革新投資機構（出資比率約 28.9%）	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	みやこキャピタル株式会社
	所在地	京都市左京区吉田本町 36 番地 1
	代表者の役職・氏名	代表取締役 山口 哲史
	事業内容	ベンチャーキャピタル業
	資本金	2,000 万円
	主たる出資者及び出資比率	同社の取締役 4 名（出資比率合計 100%）
(9) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社は、みやこ京大イノベーション2号投資事業有限責任組合との間で、本株式譲渡契約等を締結しております。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。

(※) 処分予定先の業務執行組合員に係る出資者に関する詳細については、開示の同意が得られていないため、記載していません。開示の同意を行わない理由につきましては、同社が外部資本の受け入れを行っていない非公開のエンティティであることから、出資者やその出資比率に関する情報は極めて守秘性の高い情報であるためと聞いております。

⑥武田薬品工業株式会社

(1) 名称	武田薬品工業株式会社
(2) 所在地	東京都中央区日本橋本町二丁目 1 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 CEO クリストフ・ウェバー
(4) 事業内容	医薬品等の研究開発・製造・販売・輸出入
(5) 資本金	1,676,344,843,284 円
(6) 設立年月日	1925 年 1 月 29 日
(7) 発行済株式数	1,582,296,025 株
(8) 決算期	3 月

(9)	従業員数	5,486名		
(10)	大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	16.76%	
		株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5.62%	
		THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY RECEIPT HOLDERS （常任代理人 株式会社三井住友銀行）	4.47%	
		J P MORGAN CHASE BANK 385632（常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	3.75%	
		STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	1.83%	
		日本生命保険相互会社 （常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	1.81%	
		J P モルガン証券株式会社	1.64%	
		SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT （常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部）	1.40%	
		J P MORGAN CHASE BANK 385781 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	1.29%	
		公益財団法人武田科学振興財団	1.15%	
(11)	当事会社間の関係			
	資本関係	該当事項はありません。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	当社は、武田薬品工業株式会社との間で、本株式譲渡契約等を締結しております。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(12)	最近3年間の経営成績及び財政状態（連結）			
	決算期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期 （※）
	資産合計	12,912,293	13,178,018	13,957,750
	資本合計	5,177,177	5,683,523	6,354,672
	1株当たり親会社所有者帰属持分（円）	3,308.93	3,665.61	4,087.49
	売上収益	3,197,812	3,569,006	4,027,478
	営業利益	509,269	460,844	490,505
	当期利益	376,171	230,166	317,038
	当社株主に帰属する当期利益	376,005	230,059	317,017
	基本的1株当たり当期利益（円）	240.72	147.14	204.29
	1株当たり年間配当額（円）	180.00	180.00	180.00

(うち1株当たり中間配当額)	(90.00)	(90.00)	(90.00)
----------------	---------	---------	---------

(単位：百万円。特記しているものを除く)

(※) 2023年3月期の数字については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。

⑦SMBCベンチャーキャピタル4号投資事業有限責任組合

(1) 名称	SMBCベンチャーキャピタル4号投資事業有限責任組合	
(2) 所在地	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号、その後の改正を含む。）	
(4) 組成目的	株式会社の発行する株式若しくは新株予約権又は組合の持分の取得及び保有等	
(5) 組成日	2018年1月25日	
(6) 出資の総額	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	無限責任組合員（SMBCベンチャーキャピタル株式会社）（出資比率10%） 有限責任組合員（国内の金融機関1社）（出資比率90%）	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	SMBCベンチャーキャピタル株式会社
	所在地	東京都中央区八重洲一丁目3番4号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 落合 昭
	事業内容	プライベート・エクイティ投資事業
	資本金	500,000,000円
	主たる出資者及び出資比率	SMBCベンチャーキャピタル・マネジメント株式会社（出資比率100%）
(9) 上場会社と当該ファンドとの関係	上場会社と当該ファンドとの関係	当社は、SMBCベンチャーキャピタル4号投資事業有限責任組合との間で、本株式譲渡契約等を締結しております。
	上場会社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。

(※) 処分予定先に関する一部の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。開示の同意を行わない理由につきましては、SMBCベンチャーキャピタル4号投資事業有限責任組合が外部資本の受け入れを行っていない非公開のエンティティであることから、出資額の総額、出資者やその出資比率に関する情報は極めて守秘性の高い情報であるためと聞いております。

⑧SMBCベンチャーキャピタル6号投資事業有限責任組合

(1) 名称	SMBCベンチャーキャピタル6号投資事業有限責任組合	
(2) 所在地	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号、その後の改正を含む。）	
(4) 組成目的	株式会社の発行する株式若しくは新株予約権又は組合の持分の取得及び保有等	
(5) 組成日	2020年7月9日	
(6) 出資の総額	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	無限責任組合員（SMBCベンチャーキャピタル株式会社）（出資比率10%） 有限責任組合員（国内の金融機関1社）（出資比率90%）	

(8) 業務執行組合員の概要	名称	SMBC ベンチャーキャピタル株式会社
	所在地	東京都中央区八重洲一丁目3番4号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 落合 昭
	事業内容	プライベート・エクイティ投資事業
	資本金	500,000,000 円
	主たる出資者及び出資比率	SMBC ベンチャーキャピタル・マネジメント株式会社 (出資比率 100%)
(9) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社は、SMBC ベンチャーキャピタル6号投資事業有限責任組合との間で、本株式譲渡契約等を締結しております。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。

(※) 処分予定先に関する一部の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。開示の同意を行わない理由につきましては、SMBC ベンチャーキャピタル6号投資事業有限責任組合が外部資本の受け入れを行っていない非公開のエンティティであることから、出資額の総額、出資者やその出資比率に関する情報は極めて守秘性の高い情報であるためと聞いております。

⑨みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合

(1) 名称	みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合	
(2) 所在地	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号、その後の改正を含む。）	
(4) 組成目的	成長企業が発行する有価証券（株式等）への投資を行うため	
(5) 組成日	2018年9月21日	
(6) 出資の総額	100億円	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	株式会社みずほ銀行（出資比率63.0%）	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	みずほキャピタル株式会社
	所在地	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大町 祐輔
	事業内容	(1) 有価証券の取得及び保有 (2) 投資事業組合財産の運用及び管理 (3) 企業経営に関する総合コンサルティング (4) 経営情報の提供並びに会社の合併、提携の斡旋 (5) 融資、債務の保証等の信用供与 (6) 前各号に付帯又は関連する一切の業務
	資本金	902,400千円
	主たる出資者及び出資比率	株式会社みずほ銀行（出資比率49.9%）
(9) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社は、みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合との間で、本株式譲渡契約等を締結しております。

	上場会社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。
--	------------------	-------------

⑩みずほライフサイエンス第1号投資事業有限責任組合

(1) 名称	みずほライフサイエンス第1号投資事業有限責任組合	
(2) 所在地	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号、その後の改正を含む。）	
(4) 組成目的	成長企業が発行する有価証券（株式等）への投資を行うため	
(5) 組成日	2020年1月6日	
(6) 出資の総額	60億円	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	株式会社みずほ銀行（出資比率70.0%）	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	みずほキャピタル株式会社
	所在地	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大町 祐輔
	事業内容	(1) 有価証券の取得及び保有 (2) 投資事業組合財産の運用及び管理 (3) 企業経営に関する総合コンサルティング (4) 経営情報の提供並びに会社の合併、提携の斡旋 (5) 融資、債務の保証等の信用供与 (6) 前各号に付帯又は関連する一切の業務
	資本金	902,400千円
	主たる出資者及び出資比率	株式会社みずほ銀行（出資比率49.9%）
(9) 上場会社と当該ファンドとの関係	上場会社と当該ファンドとの関係	当社は、みずほライフサイエンス第1号投資事業有限責任組合との間で、本株式譲渡契約等を締結しております。
	上場会社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。

⑪おおいた中小企業成長ファンド投資事業有限責任組合

(1) 名称	おおいた中小企業成長ファンド投資事業有限責任組合	
(2) 所在地	大分市東大道一丁目9番1号	
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号、その後の改正を含む。）	
(4) 組成目的	大分県に関連するベンチャー企業の成長支援	
(5) 組成日	2015年7月3日	
(6) 出資の総額	15億円	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	株式会社大分銀行（出資比率46.7%）	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	大分ベンチャーキャピタル株式会社
	所在地	大分市東大道一丁目9番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 渡邊 剛之

	氏名	
	事業内容	投資事業有限責任組合の運営管理など
	資本金	5,000 万円
	主たる出資者及び出資比率	株式会社大分銀行（出資比率 90%）
(9) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社は、おおいた中小企業成長ファンド投資事業有限責任組合との間で、本株式譲渡契約等を締結しております。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。

⑫大分 VC サクセスファンド 6 号投資事業有限責任組合

(1) 名称	大分 VC サクセスファンド 6 号投資事業有限責任組合	
(2) 所在地	大分市東大道一丁目 9 番 1 号	
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号、その後の改正を含む。）	
(4) 組成目的	大分県に関連するベンチャー企業の成長支援	
(5) 組成日	2020 年 6 月 25 日	
(6) 出資の総額	18 億 6,000 万円	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	株式会社大分銀行（出資比率 64.5%）	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	大分ベンチャーキャピタル株式会社
	所在地	大分市東大道一丁目 9 番 1 号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 渡邊 剛之
	事業内容	投資事業有限責任組合の運営管理など
	資本金	5,000 万円
	主たる出資者及び出資比率	株式会社大分銀行（出資比率 90%）
(9) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社は、大分 VC サクセスファンド 6 号投資事業有限責任組合との間で、本株式譲渡契約等を締結しております。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。

⑬きぼう投資事業有限責任組合

(1) 名称	きぼう投資事業有限責任組合	
(2) 所在地	横浜市西区みなとみらい 3 丁目 1 番 1 号	
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号、その後の改正を含む。）	
(4) 組成目的	成長性のある企業に対する、エクイティによる長期安定資金の供給	
(5) 組成日	2017 年 10 月 5 日	
(6) 出資の総額	3,000,000,000 円	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	株式会社横浜銀行（出資比率 88%）	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	横浜キャピタル株式会社
	所在地	横浜市西区みなとみらい 3 丁目 1 番

		1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田邊 俊治
	事業内容	投資ファンドの運営
	資本金	300,000,000円
	主たる出資者及び出資比率	株式会社横浜銀行（出資比率 50%）
(9) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社は、きぼう投資事業有限責任組合との間で、本株式譲渡契約等を締結しております。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。

⑭田中晃

氏名	田中 晃
住所	神奈川県平塚市
職業の内容	医薬品の研究開発
上場会社と当該個人との間の関係	田中晃氏は、当社の連結子会社である ARTham 社の従業員ですが、2023年6月30日付で退職予定です。 当社は、田中晃氏との間で、本株式譲渡契約及び同氏の誓約事項等を定める覚書等を締結しております。

⑮國枝香南子

氏名	國枝 香南子
住所	神奈川県横浜市戸塚区
職業の内容	医薬品の研究開発のディレクター
上場会社と当該個人との間の関係	國枝香南子氏は、当社の連結子会社である ARTham 社の従業員ですが、2023年6月30日付で退職予定です。 当社は、國枝香南子氏との間で、本株式譲渡契約及び同氏の誓約事項等を定める覚書を締結しております。

⑯マデブ・デバララジャ

氏名	マデブ・デバララジャ (Madhav Devalaraja)
住所	アメリカ合衆国マサチューセッツ州アクトン (Acton, MA USA)
職業の内容	科学者及び起業家
上場会社と当該個人との間の関係	マデブ・デバララジャ氏は、当社の連結子会社である ARTham 社のアドバイザーです。 当社は、マデブ・デバララジャ氏との間で、本株式譲渡契約及び覚書（アドバイザー契約）を締結しております。

⑰田中響平

氏名	田中 響平
住所	東京都港区

職 業 の 内 容	会社役員
上場会社と当該個人との間の関係	田中響平氏が代表取締役を務める株式会社 investment hub（所在地 東京都千代田区丸の内1丁目7番12号）は、過去に当社の連結子会社である ARTham 社のアドバイザーをしておりました。 当社は、田中響平氏との間で、本株式譲渡契約を締結しております。

(注) 各処分予定先の概要、当社と処分予定先との間の関係及び当社と処分予定先の業務執行組合員との間の関係の欄は、特記している場合を除き、2023年6月21日現在のものです。

(2) 処分予定先を選定した理由

上記「2. 処分の目的及び理由」のとおり、本自己株式処分は、本マイルストーン①及び②の達成に関するアーンアウト対価を交付するために行うものですので、本自己株式処分の相手方となるのは本売主のみとなります（但し、本売主のうち安藤春陽氏については ARTham 社の退社に伴い同社の新株予約権を喪失したため、本自己株式処分の相手方から除外しております。）。処分予定先は上述のとおり ARTham 社の株主又は新株予約権者であり、本マイルストーン①及び②の達成に関するアーンアウト対価の交付により当社普通株式を保有してもらうことで、当社と ARTham 社の今後の関係性の維持・強化にもつながると考えられることから、処分予定先として適切と考えております。

(3) 処分予定先の保有方針

各処分予定先からは、本自己株式処分により取得する当社普通株式については、基本的には株価や市場動向を勘案しながら売却する方針である旨を確認しております。また、各処分予定先との間において、本自己株式処分の払込期日（2023年7月7日）より2年間において、本自己株式処分により取得する株式の全部又は一部を譲渡した場合には、ただちに譲渡を受けた者の商号又は氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡方法等を当社に書面で報告すること並びに当社が当該報告内容を東京証券取引所へ報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて同意することについての確約書を入手する予定であります。

(4) 処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

金銭以外の財産を出資の目的としているため、該当事項はありません。

(5) 処分予定先の実態

当社は、本件買収に際して各処分予定先を含む本売主及び ARTham 社との間で締結した本株式譲渡契約において、各処分予定先から、反社会的勢力と関係がないこと等の表明及び保証を得ております。また、本プレスリリース公表日付で締結予定の当社と処分予定先との間の引受契約においても、各処分予定先から、反社会的勢力と関係がないこと等の表明及び保証を得る予定です。さらに、当社においても、インターネットによる検索のほか、海外の反社会的勢力の個人も検索可能な米財務省外国資産管理局ウェブサイトの制裁リスト検索を実施し、処分予定先（投資事業有限責任組合である処分予定先においては、その主な出資者、業務執行組合員並びにその代表者及び役員を含みます。）が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認しております。これらに加え、処分予定先のうち武田薬品工業株式会社は東京証券取引所プ

ライム市場に上場しており、武田薬品工業株式会社が提出しているコーポレート・ガバナンス報告書（最終更新日：2022年7月11日）において、同社が「市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力とは、正常な取引関係を含めた一切の関係を遮断する」ことを基本方針とした取り組みを行っている旨を記載していることを確認しております。以上のことから、当社は各処分予定先が反社会的勢力と関係を有していないと判断しております。なお、当社は各処分予定先につき、反社会的勢力とは一切関係がないことを示す確認書を東京証券取引所に提出しています。

7. 処分前後の大株主及び持株比率

処分前（2023年3月31日現在）	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12.54%
東レ株式会社	6.12%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	5.09%
農林中央金庫	4.91%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4.46%
株式会社みずほ銀行	3.93%
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユーエス タッ クス エグゼンプテド ペンション ファンズ (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	2.31%
杏林製薬株式会社	2.27%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE USL NON-TREATY CLIENTS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	1.94%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	1.76%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
 2. 処分前の持株比率は、2023年3月31日現在の発行済株式総数を基準として算出しております。
 3. 当社は、自己株式8,433,380株（2023年3月31日現在）を保有していますが、上記大株主から除外しております。なお、業績連動型株式報酬制度である株式給付信託（BBT）の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式33,400株は、当該自己株式に含めておりません。本自己株式処分後の自己株式は、8,041,091株となります。
 4. 処分予定先の保有方針は上記「6. 処分予定先の選定理由等（3）処分予定先の保有方針」に記載のとおり、長期保有ではありませんので、処分後の大株主及び持株比率は省略しております。

8. 今後の見通し

本自己株式処分が業績に与える影響は軽微であります。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

今回の第三者割当による自己株式の処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

(単位:百万円。特記しているものを除きます。)

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
売上高	74,979	76,034	72,984
営業利益	17,788	17,064	7,998
経常利益	18,222	17,542	8,727
親会社株主に帰属する 当期純利益	13,405	9,549	5,440
1株当たり純資産額(円)	3,555.93	3,642.34	3,636.17
1株当たり配当額(円) (うち1株当たり中間配当額)	150.00 (75.00)	150.00 (75.00)	150.00 (75.00)
1株当たり当期純利益(円)	347.37	251.43	144.80

(注) 2023年3月期の数字については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2023年3月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	45,939,730株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
始値	5,010円	4,390円	3,890円
高値	6,410円	5,330円	4,075円
安値	3,805円	3,880円	3,545円
終値	4,335円	3,890円	3,695円

② 最近6ヶ月間の状況

	2023年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
始値	3,850円	3,780円	3,620円	3,700円	3,775円	3,515円
高値	3,855円	3,780円	3,830円	3,765円	3,890円	3,715円
安値	3,655円	3,545円	3,610円	3,620円	3,485円	3,490円
終値	3,765円	3,625円	3,695円	3,735円	3,500円	3,679円

(注) 2023年6月の株価については、2023年6月20日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2023年6月20日
始値	3,674円
高値	3,683円
安値	3,651円
終値	3,679円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

以 上

(別紙)

科研製薬株式会社
自己株式処分の要項

1. 処分株式の種類	当社普通株式
2. 処分株式の数	392,289株
3. 処分価額(会社法上の払込金額)	1株につき3,679円
4. 処分価額(会社法上の払込金額)の総額	1,443,231,231円
5. 申込期日	2023年7月7日
6. 払込期日	2023年7月7日
7. 処分の方法	第三者割当の方法により、以下の者に以下のとおり割り当てる。
	①長袋洋 57,318株
	②シャム・ニカム 40,487株
	③上村尚人 22,566株
	④みやこ京大イノベーション投資事業有限責任組合 85,174株
	⑤みやこ京大イノベーション2号投資事業有限責任組合 39,173株
	⑥武田薬品工業株式会社 69,546株
	⑦SMBCベンチャーキャピタル4号投資事業有限責任組合 28,400株
	⑧SMBCベンチャーキャピタル6号投資事業有限責任組合 13,052株
	⑨みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合 8,519株
	⑩みずほライフサイエンス第1号投資事業有限責任組合 6,533株
	⑪おおいた中小企業成長ファンド投資事業有限責任組合 6,939株
	⑫大分VCサクセスファンド6号投資事業有限責任組合 1,356株
	⑬きぼう投資事業有限責任組合 2,615株
	⑭田中晃 5,350株
	⑮國枝香南子 2,107株
	⑯マデブ・デバララジャ 1,577株
	⑰田中響平 1,577株

8. 出資の目的となる財産の内容及び価額 金銭以外の財産を出資の目的とすることとし、各割当予定先に係る現物出資財産の内容及び価額は以下のとおりとする。

①長袋洋

長袋洋が当社に対して有する譲渡価額支払請求権 210,874,154 円に相当する金銭債権
債権の表示：2021年11月30日付株式譲渡契約書に基づく当社に対する株式及び新株予約権の譲渡に伴う譲渡価額支払請求権
金額：総額 210,874,154 円
譲渡対象株式：ARTham Therapeutics 株式会社（以下「ARTham 社」という。）の無議決権普通株式①1,736 株及び無議決権普通株式②1,158 株
譲渡対象新株予約権：ARTham 社の変更後第 4 回新株予約権①896 個及び変更後第 4 回新株予約権②597 個

②シャム・ニカム

シャム・ニカムが当社に対して有する譲渡価額支払請求権 148,957,652 円に相当する金銭債権
債権の表示：2021年11月30日付株式譲渡契約書に基づく当社に対する株式の譲渡に伴う譲渡価額支払請求権
金額：総額 148,957,652 円
譲渡対象株式：ARTham 社の無議決権普通株式①1,736 株及び無議決権普通株式②1,158 株

③上村尚人

上村尚人が当社に対して有する譲渡価額支払請求権 83,021,582 円に相当する金銭債権
債権の表示：2021年11月30日付株式譲渡契約書に基づく当社に対する株式及び新株予約権の譲渡に伴う譲渡価額支払請求権
金額：総額 83,021,582 円
譲渡対象株式：ARTham 社の無議決権普通株式①784 株及び無議決権普通株式②523 株
譲渡対象新株予約権：ARTham 社の変更後第 3 回新株予約権①202 個及び変更後第 3 回新株予約権②134 個

④みやこ京大イノベーション投資事業有限責任組合

みやこ京大イノベーション投資事業有限責任組合が当社に対して有する譲渡価額支払請求権 313,356,666 円に相当する金銭債権
債権の表示：2021年11月30日付株式譲渡契約書に基づく当社に対する株式の譲渡に伴う譲渡価額支払請求権
金額：総額 313,356,666 円
譲渡対象株式：ARTham 社の無議決権 A 種種類株式①3,653 株及び無議決権 A 種種類株式②2,435 株

⑤みやこ京大イノベーション 2 号投資事業有限責任組合

みやこ京大イノベーション 2 号投資事業有限責任組合が当社に対して有する譲渡価額支払請求権 144, 119, 360 円に相当する金銭債権

債権の表示：2021 年 11 月 30 日付株式譲渡契約書に基づく当社に対する株式の譲渡に伴う譲渡価額支払請求権

金額：総額 144, 119, 360 円

譲渡対象株式：ARTham 社の無議決権 B 種種類株式①1, 680 株及び無議決権 B 種種類株式②1, 120 株

⑥武田薬品工業株式会社

武田薬品工業株式会社が当社に対して有する譲渡価額支払請求権 255, 863, 336 円に相当する金銭債権

債権の表示：2021 年 11 月 30 日付株式譲渡契約書に基づく当社に対する株式の譲渡に伴う譲渡価額支払請求権

金額：総額 255, 863, 336 円

譲渡対象株式：ARTham 社の無議決権 A 種種類株式①2, 423 株及び無議決権 B 種種類株式①560 株並びに無議決権 A 種種類株式②1, 615 株及び無議決権 B 種種類株式②373 株

⑦SMBC ベンチャーキャピタル 4 号投資事業有限責任組合

SMBC ベンチャーキャピタル 4 号投資事業有限責任組合が当社に対して有する譲渡価額支払請求権 104, 486, 536 円に相当する金銭債権

債権の表示：2021 年 11 月 30 日付株式譲渡契約書に基づく当社に対する株式の譲渡に伴う譲渡価額支払請求権

金額：総額 104, 486, 536 円

譲渡対象株式：ARTham 社の無議決権 A 種種類株式①1, 218 株及び無議決権 A 種種類株式②812 株

⑧SMBC ベンチャーキャピタル 6 号投資事業有限責任組合

SMBC ベンチャーキャピタル 6 号投資事業有限責任組合が当社に対して有する譲渡価額支払請求権 48, 022, 630 円に相当する金銭債権

債権の表示：2021 年 11 月 30 日付株式譲渡契約書に基づく当社に対する株式の譲渡に伴う譲渡価額支払請求権

金額：総額 48, 022, 630 円

譲渡対象株式：ARTham 社の無議決権 B 種種類株式①560 株及び無議決権 B 種種類株式②373 株

⑨みずほ成長支援第 2 号投資事業有限責任組合

みずほ成長支援第 2 号投資事業有限責任組合が当社に対して有する譲渡価額支払請求権 31, 345, 960 円に相当する金銭債権

債権の表示：2021 年 11 月 30 日付株式譲渡契約書に基づく当社に対する株式の譲渡に伴う譲渡価額支払請求権

金額：総額 31, 345, 960 円

譲渡対象株式：ARTham社の無議決権A種種類株式①365株及び無議決権A種種類株式②244株

⑩みずほライフサイエンス第1号投資事業有限責任組合

みずほライフサイエンス第1号投資事業有限責任組合が当社に対して有する譲渡価額支払請求権 24,037,050円に相当する金銭債権

債権の表示：2021年11月30日付株式譲渡契約書に基づく当社に対する株式の譲渡に伴う譲渡価額支払請求権

金額：総額 24,037,050円

譲渡対象株式：ARTham社の無議決権B種種類株式①280株及び無議決権B種種類株式②187株

⑪おおいた中小企業成長ファンド投資事業有限責任組合

おおいた中小企業成長ファンド投資事業有限責任組合が当社に対して有する譲渡価額支払請求権 25,529,716円に相当する金銭債権

債権の表示：2021年11月30日付株式譲渡契約書に基づく当社に対する株式の譲渡に伴う譲渡価額支払請求権

金額：総額 25,529,716円

譲渡対象株式：ARTham社の無議決権A種種類株式①244株及び無議決権B種種類株式①54株並びに無議決権A種種類株式②162株及び無議決権B種種類株式②36株

⑫大分VCサクセスファンド6号投資事業有限責任組合

大分VCサクセスファンド6号投資事業有限責任組合が当社に対して有する譲渡価額支払請求権 4,992,706円に相当する金銭債権

債権の表示：2021年11月30日付株式譲渡契約書に基づく当社に対する株式の譲渡に伴う譲渡価額支払請求権

金額：総額 4,992,706円

譲渡対象株式：ARTham社の無議決権B種種類株式①58株及び無議決権B種種類株式②39株

⑬きぼう投資事業有限責任組合

きぼう投資事業有限責任組合が当社に対して有する譲渡価額支払請求権 9,625,114円に相当する金銭債権

債権の表示：2021年11月30日付株式譲渡契約書に基づく当社に対する株式の譲渡に伴う譲渡価額支払請求権

金額：総額 9,625,114円

譲渡対象株式：ARTham社の無議決権B種種類株式①112株及び無議決権B種種類株式②75株

⑭田中晃

田中晃が当社に対して有する譲渡価額支払請求権 19,685,904円に相当する金銭債権

債権の表示：2021年11月30日付株式譲渡契約書に基づく当社に対する新株予約権の譲渡に伴う譲渡価額支払請求権
金額：総額 19,685,904 円
譲渡対象新株予約権：ARTham 社の変更後第 3 回新株予約権①252 個及び変更後第 3 回新株予約権②168 個

⑮國枝香南子

國枝香南子が当社に対して有する譲渡価額支払請求権 7,755,114 円に相当する金銭債権

債権の表示：2021年11月30日付株式譲渡契約書に基づく当社に対する新株予約権の譲渡に伴う譲渡価額支払請求権
金額：総額 7,755,114 円
譲渡対象新株予約権：ARTham 社の変更後第 4 回新株予約権①112 個及び変更後第 4 回新株予約権②75 個

⑯マデブ・デバララジャ

マデブ・デバララジャが当社に対して有する譲渡価額支払請求権 5,805,968 円に相当する金銭債権

債権の表示：2021年11月30日付株式譲渡契約書に基づく当社に対する新株予約権の譲渡に伴う譲渡価額支払請求権
金額：総額 5,805,968 円
譲渡対象新株予約権：ARTham 社の変更後第 5 回新株予約権①84 個及び変更後第 5 回新株予約権②56 個

⑰田中響平

田中響平が当社に対して有する譲渡価額支払請求権 5,805,968 円に相当する金銭債権

債権の表示：2021年11月30日付株式譲渡契約書に基づく当社に対する新株予約権の譲渡に伴う譲渡価額支払請求権
金額：総額 5,805,968 円
譲渡対象新株予約権：ARTham 社の変更後第 5 回新株予約権①84 個及び変更後第 5 回新株予約権②56 個

※現物出資の対象となる財産の価額については、会社法の規定により原則として検査役による調査が義務付けられるが（会社法第 207 条第 1 項）、かかる検査役調査の例外の一つとして、現物出資財産を給付する募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の 10 分の 1 を超えない場合には、当該募集株式の引受人が給付する現物出資財産の価額については検査役による調査は不要とされている（同条第 9 項第 1 号）。上記金銭債権の総額の現物出資により割り当てる株式の総数は 392,289 株であり、2023 年 6 月 21 日現在の当社発行済株式総数 45,939,730 株の 10 分の 1 を超えないことから、現物出資における検査役調査は行わない。

9. (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本株式処分に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上